

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月20日

住 所	吹田市千里万博公園1番8号
事業者名	大阪モノレール株式会社
代表者名	代表取締役 佐藤 広章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項

<現状の課題>

- ・所有する22編成中、6編成は移動円滑化基準のバリアフリー整備ガイドラインに適合しているが、残る16編成について適合させる必要がある。
- ・全駅でエレベーターによる1ルート整備は完了しているが、適切な維持管理を行うため、更新時期を迎えた昇降機設備の最新化が必要である。

<中期的な対応方針>

- ・既存車両をバリアフリー整備ガイドラインに適合させるため、車椅子スペースの拡大、優先席のシート・つり革の配色変更がなされた3000系車両へ、2025年度までに計3編成更新する。
- ・大阪府の受託事業として、大阪空港駅のエレベーター2基を2025年度までに更新する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

<現状の課題>

- ・介助、支援について、駅係員が個人の力量の差に依らないサービスの提供を行えることが必要である。
- ・駅係員不在時は、聴覚障害のある方に対する支援が不足している。

<中期的な対応方針>

- ・高齢者、障害者等も誰もが安心して鉄道を利用できるよう教育訓練を実施するとともに、全駅係員のサービス介助士資格取得を推進する。
- ・テキストチャット機能を有するモニターを設置するなど、駅係員不在時における聴覚障害のある方の支援体制を整える。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両のバリアフリー化	2024年度：2本（56, 57編成） 2025年度：1本（58編成）
昇降機設備の更新 (大阪府からの受託事業)	2024年度：大阪空港駅エレベーター1基（地上～コンコース） 2025年度：大阪空港駅エレベーター1基（コンコース～ホーム）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置、自動放送装置等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。万が一、機器が故障した場合は、速やかに予備品と交換を実施する。
駅案内放送装置等の維持管理	駅案内放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。
乗降用段差解消スロープの維持管理	乗降用段差解消スロープの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。
昇降機設備の維持管理	エレベーターの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。また、お客さまにエレベーター利用不可の旨を周知するため、ホームページ上に各駅のエレベーター点検日を掲載する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応	お客さまを支援ができるように全駅に係員を配置し、高齢者・障害者等で介助が必要と判断した場合はお声がけし、必要とされるサポートを実施する。 必要に応じホームまで介助を行い、運転士や降車駅での駅係員と連携したサポートを実施する。

パソコン型タブレット端末の設置	駅係員不在時も聴覚障害のある方からのお問合せに対応できるよう、全駅にチャット機能を搭載したパソコン型タブレット端末を設置する。
-----------------	-----------------------------------------------------------------

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 駅および車両のモニターによる情報提供	全駅のトイレにおいて自動音声による案内を実施する。 車両搭載モニターに駅情報（エレベーター位置等）を掲出する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（手話研修・乗降補助訓練等）を定期的を実施する。 2024 年度末までに、全ての駅係員がサービス介助士資格を取得予定。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページへのバリアフリー情報の掲載	駅構内図（バリアフリースイッチ・エレベーター等）を掲載する。 また、エレベーターが点検等により利用不可の場合、その旨をホームページ上に掲載する。
啓発活動	全駅のモニターおよび駅構内放送により声掛けサポートの啓発を実施する。 すべてのお客さまが安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターのご利用について「歩かず立ち止まろう」キャンペーンを通じて啓発活動を実施

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、要望やご意見に対し可能な限り対応する。 ・ 他事業者との連絡会等の場に参加して情報収集を図っている。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

V 計画書の公表方法

HPにて公表

VI その他計画に関連する事項

中長期的な対応方針に記載された事項については、当社の中長期経営計画に位置付けている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。